

労基法と労働関連法をQ&A形式で徹底解説

基礎から学ぶ労基法実務Q&A

三ねらいとすすめ三

昨今、大きな労基法の改正があり、企業で「働き方改革」を推進する管理職の皆さんや労働担当者にとっても実務に対応できる知識と応用力が問われています。本セミナーでは、労基法の基本事項を今般の改正内容とともにわかりやすく学び、また、会社内でよく直面するトラブルについてQ&A形式で徹底解説していきます。

日時 2020年7月8日(水) 09:30~16:30

会場 沖縄産業支援センター3F 那覇市小祿1831-1

講師 (株)紀ノ州コンサルティング
代表取締役・社会保険労務士 濱田 智司

内容

1、労働契約・労働条件に関するQ&A

- (1)新入社員から給料を支給した際、求人票の金額と違うと文句を言ってきたが何が悪かったか
- (2)育児休業中から復帰した正社員を、当面の間パートに変えようと思うが？

2、就業規則、賃金処遇等に関するQ&A

- (1)無期転換の申し出をしたパート社員から、「待遇が今までと同じだ」と文句を言ってきたが？
- (2)コロナ禍で自宅待機を命じられた社員への休業手当の計算方法は？

3、労働時間、休日、休暇に関するQ&A

- (1)36協定を提出して、残業代を払っていればいくらでも残業させても良いのではないか？
- (2)年次有給休暇の5日強制取得は、パートさんにもやってもらう必要がありますか？
- (3)この4月に今まで3年務めた社員を正社員にした。この10月の年次有給休暇は何日与えるか？
- (4)求職期間が満期近くなっている求職期間中の社員から、復職の申し出があった。ただどうも完全に完治していないようだが？

4、異動・退職・解雇に関するQ&A

- (1)経営悪化のため、ある部門を閉鎖することが決まったが経営上の理由だから解雇しても構わないか？
- (2)入社7日目の新入社員だが、物覚えが悪い。今すぐ解雇すると30日分の手当を支払ってやめさせることができるのでは？
- (3)パート社員から、正社員と同じ作業だから、「同一労働同一賃金」で賃金は同じではないか？と質問がきた。 など、多数のQ&Aを用意。

お問い合わせ先

一般社団法人沖縄県生産性本部

TEL : 098-857-0141
FAX : 098-857-0142

URL : <http://www.opc.or.jp>

〒901-0152
那覇市小祿1831-1 (沖縄産業支援センター4F)

参 加 要 領

■お申込み お申し込みは、下記所定欄に必要事項をお書きの上、FAX又はWebにてお申込みをお願いします。[締切日 6月26日(金)]

■参加対象 管理監督者及び人事労務担当者、労組幹部

■参加費 会 員 一人当たり ¥17,600 (資料代・税込)
未会員 一人当たり ¥20,900 (資料代・税込)

参加費は請求書を送付いたしますので、開催8日前日までにお振込み願います。
お振込みいただきました参加費は、お返しいたしませんので申込者差支えの際は、代理の方のご参加をお願いします。

参 加 申 込 書

F A X : **098-857-0142** 一般社団法人沖縄県生産性本部

開催日	セミナー名「 <u>基礎から学ぶ労基法実務Q&A</u> 」 令和2年7月8日(水) 09:30~16:30		
組織名			
所在地	〒 (-)		
ご連絡担当者	E-mail		
電話番号		FAX番号	
	氏 名	所属・役職名	
(1)			
(2)			
(3)			

〔お問い合わせ先〕
一般社団法人沖縄県生産性本部

〒901-0152
那覇市小禄1831-1 (沖縄産業支援センター4F)
TEL : 098-857-0141 FAX:098-857-0142
<http://www.opc.or.jp>

